

福井県報

号外第7号

平成26年
2月17日(月)

火・金曜日発行
1月1,750円郵送料共

— 目 次 —

選挙管理委員会告示

○条例の制定または改廃の請求および

監査の請求のための連署に必要な選

挙権を有する者の数(一〇)……………一

○議会の解散の請求、知事の解職の請

求、副知事、選挙管理委員、監査委

員または公安委員会の委員の解職の

請求および教育委員会の委員の解職

の請求のための連署に必要な選挙権

を有する者の数(一一)……………一

○議会の議員の所属する選挙区にお

ける解職の請求のための連署に必要な

選挙権を有する者の数(一二)……………一

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

74条第5項(同法第75条第5項におい

て準用する場合を含む。)の規定により、同法

第74条第1項の規定による条例の制定も

しくは改廃の請求または同法第75条第1項の

規定による監査の請求のための連署に必要な

選挙権を有する者の数を次のとおり告示す

る。

平成26年2月17日

福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

12,976

福井県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以

下「法」という。)第76条第4項、第81

条第2項もしくは第86条第4項において準

用する法第74条第5項または地方教育行政

の組織及び運営に関する法律(昭和31年法

律第162号)第8条第2項において準用す

る法第86条第4項において準用する法第7

4条第5項の規定により、法第76条第1項

の規定による議会の解散の請求、法第81条

第1項の規定による知事の解職の請求もしく

は法第86条第1項の規定による副知事、選

挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の

委員の解職の請求または地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第8条第1項の規定に
よる教育委員会の委員の解職の請求のための
連署に必要な選挙権を有する者の数を次のと
おり告示する。

平成26年2月17日

福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

174,796

福井県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

80条第4項において準用する同法第74条

第5項の規定により、同法第80条第1項の

規定による議会の議員の所属する選挙区にお

ける解職の請求のための連署に必要な選挙権

を有する者の数を次のとおり告示する。

平成26年2月17日

福井県選挙管理委員会

委員長 北川 稔

選挙区	名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井	市	71,681
敦賀	市	18,175
小浜市三方郡三方上中郡		15,634
大野	市	9,896
勝山	市	7,061
鯖江	市	18,050
あわら	市	8,182
越前市今立郡南条郡		25,975
坂井	市	24,728
吉田	郡	5,234
丹生	郡	6,388
大飯	郡	5,259

平成二十六年二月十七日印
平成二十六年二月十七日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県
白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇